

## 区からのお知らせ

## SUGINAMI INFORMATION

## 保険・年金

## 国民年金保険料の便利でお得な納付方法

国民年金保険料の納付は、口座振替・クレジットカード納付・納付書による納付（窓口納付・Pay-easy・スマートフォン決済アプリによる納付）が利用できます。

口座振替では、当月分保険料を当月末に引き落とす早割制度を利用すると、月々60円、年間720円お得になります。口座振替を希望する方は、マイナポータルによる電子申請のほか、金融機関・杉並年金事務所（窓口・郵送）でも手続きが可能です。

また、毎月の国民年金保険料の納付期限は翌月末日ですが、まとめて前払いすると割引になる前納制度があります。口座振替と合わせると、さらに割引額が大きくなります。詳細は、杉並年金事務所へお問い合わせください。

☎杉並年金事務所 ☎3312-1511

## 施設情報

## 区立温水プール使用券の支払い方式の変更

区立温水プール4カ所の券売機の入れ替えに伴い、プリペイドカード方式をICカード方式に変更しました。残りの券売機は7年度中に入れ替えを予定しています。入れ替え前にプリペイドカードを使い切り、新型ICカードに移行してください。

☎スポーツ振興課施設管理係

## 子育て・教育

## 中学校卒業程度認定試験

病気などにより義務教育を猶予・免除された方や、猶予・免除を受けず今年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた方などに対し、中学校卒業程度の学力があるかを認定する試験を行います。

す。この試験は、文部科学省が実施し、合格者には高等学校への入学資格が与えられます。

☎願書受付期限=8月30日 ▶ 試験日=10月17日(木) ▶ 合格発表=11月26日(火) ▶ 受験案内などの配布場所=都教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校担当（新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎） ☎文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第一・二係 ☎5253-4111

## 杉並区子ども誰でも通園制度

杉並区子ども誰でも通園制度の試行的事業の実施事業所数を10月から拡大することに伴い、同事業を利用する子どもを募集します。対象事業所は、区保育室若杉・民営保育施設17カ所です。詳細は、区ホームページをご覧ください。

☎保育課事業計画調整係

## 募集します

## 都営住宅入居者

☎募集戸数=ポイント方式による募集（家族向けのみ）=1290戸（車いす使用者世帯向け42戸を含む）▶ 単身者向け=413戸（車いす使用者向け6戸を含む）▶ シルバーピア（高齢者集合住宅。単身者または2人世帯向け）=79戸▶ 居室内で病死などがあつた住宅（単身者・車いす使用者・シルバーピア）=141戸▶ 申込書・募集案内の配布期間=8月9日まで（各配布場所の休業日を除く）▶ 配布場所=区役所1階ロビー、住宅課（区役所西棟5階）、子ども家庭部管理課（東棟3階）、福祉事務所、区民事務所（月～金曜日夜間と土・日曜日は区役所夜間休日受付で配布）。配布期間中のみ、JKK東京（東京都住宅供給公社）ホームページからも取り出せます ☎申込書を、専用封筒などで郵送。または都営住宅入居者募集サイトから申し込み/ 申込期限=8月16日（ポイント方式のみ午後6時） ☎JKK東京 ☎5467-9269、0570-010-810（申込受付期間外は ☎3498-8894。土・日曜日、祝日を除く）、住宅課住宅運営係

## その他

## 全国家計構造調査にご協力ください

同調査は、家計における消費・所得・資産・負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布、消費の水準・構造を全国のおよび地域的に明らかにすることを目的としています。調査の結果は、介護保険料の算定基準・生活保護の扶助額基準の検討・所得格差・資産格差の現状把握など国・地方自治体の重要な政策

に使われます。

☎調査対象=全国から無作為に選定した約9万世帯▶ 調査期間=リーフレットの配布=8月上旬以降（調査対象世帯宛て）▶ 世帯への聞き取り=8月下旬以降（調査対象世帯宛て）▶ 調査票の配布・回収=9月中旬～12月上旬▶ 調査・回答方法=東京都知事から任命された調査員が調査対象世帯を訪問し調査書類を配布。回答は、オンラインまたは調査員へ提出（簡易調査の対象世帯は郵送による回答も可） ☎区民生活部管理課統計係 ☎5307-0621、全国家計構造調査コールセンター ☎0570-02-7272（IP電話は ☎6628-7882）☎調査票などの個人情報情報は統計法により、個人情報保護法よりも厳格に保護されます

## パンフレット「付き添いを頼みたいときに」の発行

病院・散歩・買い物などで出かける時に付き添ってほしい方のために、付き添いをする事業所・活動団体の一覧を掲載しています。

☎配布場所=杉並区外出支援相談センターもび〜る（荻窪5-18-11サニーシティ荻窪103）、地域包括支援センター（ケア24）、障害者施策課（区役所東棟1階）、介護保険課（東棟3階） ☎杉並区外出支援相談センターもび〜る ☎5347-3154、保健福祉部管理課保健福祉支援担当 ☎杉並区外出支援相談センターもび〜るホームページからも閲覧可

## 8月26日は「火山防災の日」

国民に活動火山対策への関心と理解を深めてもらうため、8月26日を「火山防災の日」と決めました。噴火災害から身を守るためには、気象庁が発表する火山防災情報に基づき、噴火警戒レベルに応じた行動を取ることが重要です。

「火山防災の日」を一つのきっかけとして、噴火災害の発生に備えましょう。

☎防災課

## 審議会などのお知らせ

## 地域公共交通活性化協議会

☎8月5日(月)午後3時～5時 ☎区役所第4会議室（中棟6階） ☎AIオンデマンド交通ほか ☎都市整備部管理課交通企画係

## 各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎時月・金曜日、午後1時～4時（8月16日、祝日を除く） ☎区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課
マンション管理無料相談	☎時8月8日(休)午後1時30分～4時30分 ☎区役所1階ロビー ☎区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者ほか ☎定3組（申込順）	☎杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書（区ホームページ同案内から取り出せます）を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ☎同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課空家対策係
行政相談★	☎時8月9日(金)午後1時～4時 ☎区政相談課（区役所東棟1階） ☎国内の仕事など（年金・福祉・道路など）の苦情・相談	☎区政相談課
行政書士による相談	☎時8月9日(金)午後1時～4時 ☎相談室（区役所西棟2階） ☎相続・遺言・離婚・金銭問題などの書類作成や手続きに関すること ☎定6名（申込順） ☎他1人30分	☎☎電話で、8月2日から東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537（午前8時30分～午後5時（土・日曜日を除く））
専門家による空家等総合無料相談	☎時8月15日(休)午前9時20分・10時15分・11時10分 ☎住宅課（区役所西棟5階） ☎区内の空き家などの所有者ほか（親族・代理人を含む） ☎定各1組（申込順） ☎他1組45分	☎☎電話で、住宅課空家対策係。または申込書（区ホームページ同案内から取り出せます）を、同係 ☎5307-0689へ郵送・ファクス。LoGoフォーム（区ホームページ同案内にリンクあり）からも申し込み可/ 申込期限=8月13日 ☎同係
不動産に関する無料相談	☎時8月15日(休)午後1時30分～4時30分 ☎区役所1階ロビー	☎☎電話で、東京都宅地建物取引業協会第10ブロック ☎6407-9152（午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）） ☎同団体、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	☎時8月17日(土)午後1時～4時 ☎相談室（区役所西棟2階） ☎定12名（申込順） ☎他1人30分	☎☎電話で、専門相談予約専用 ☎5307-0617（午前8時30分～午後5時）。または直接、区政相談課（区役所東棟1階）/ 申込期間=8月13日～16日 ☎同課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎時8月27日(火)・28日(水)午前10時～午後4時 ☎区役所1階ロビー ☎他☎☎面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	☎市街地整備課耐震改修担当
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎時9月3日(火)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎他☎☎面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ☎日時 場場所 ☎内容 ☎講師 ☎対象 ☎定員 ☎費参加費（記載のないものは無料） ☎☎申し込み（記載のないものは直接会場へ） ☎☎問い合わせ ☎☎その他 ☎☎Eメールアドレス ☎☎HPホームページアドレス

CHECK

区政を話し合う会

聴

っくオフ・ミーティング

参加者募集



杉並区長 岸本 聡子

区長と区民の皆さんが、行政課題をテーマに直接意見交換を行う「聴っくオフ・ミーティング」の参加者を募集します。さまざまな意見やアイデアを伺い、今後の区政の参考にしていきます。

——問い合わせは、区政相談課へ。

**テーマ** 身近なみどりでできること  
～グリーンインフラから始める水害対策

※グリーンインフラ…自然環境が持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの。自然環境へ配慮しつつ地域課題に対応することを目的としています。

**日時** 9月7日(土) 第1回=午前10時～午後0時30分  
第2回=午後2時～4時30分

- 参加者は本募集によるほか、無作為抽出で案内した2000名の中から応募した方を対象に抽選により選出します。
- ミーティングの様子を、後日YouTube杉並区公式チャンネルなどで配信(第2回のみ)するほか、報告書の作成などのために撮影が入ります。
- 当日の見学・傍聴をお断りしています。

**場** 区役所第4会議室(中棟6階) **対** 区内在住で18歳以上の方 **定** 各20名程度 **申** はがき・Eメール(9面記入例)に希望回(第2希望まで)・テーマに関する意見も書いて、区政相談課 [sodan-k@city.suginami.lg.jp](mailto:sodan-k@city.suginami.lg.jp)。またはLoGoフォーム(右2次元コード)から申し込み/ **申込期限** =8月14日 **他** 1歳～就学前の託児あり(事前申込制)。応募状況などにより参加回は区が調整



区民の皆さんとの新たな対話の場

西荻窪・高円寺地域  
(仮称) デザイン会議の参加者募集



都市計画道路事業に着手した西荻窪・高円寺地域と、中杉通りの延伸計画がある南阿佐ヶ谷地域において、都市計画道路事業について情報共有を行うとともに、参加者や地域の方が主体となって、区と共に将来のまちづくりについて考え協働していく場として、(仮称)デザイン会議を順次開催していきます。

今回は、西荻窪・高円寺地域の参加者を募集します。詳細は、公民連携プラットフォーム「すぎなみボイス」(右2次元コード)をご覧ください。

——問い合わせは、市街地整備課沿道のまちデザイン係へ。



対象地域	日程・場所
高円寺	8月31日(土) 場 高円寺学園(高円寺北1-4-11)
西荻窪	9月8日(日) 場 桃井第三小学校(西荻北2-10-7)

※いずれも午後1時～3時30分。南阿佐ヶ谷地域は10月頃開催。

**対** 区内在住・在勤・在学の方 **申** 電話で、市街地整備課沿道のまちデザイン係。または、LoGoフォーム(公民連携プラットフォーム「すぎなみボイス」にリンクあり)から申し込み/ **申込期限**=8月15日 **他** 次回以降の会議のテーマ・進行などを区と共に検討する運営スタッフの募集あり

子どもワークショップの参加者募集

区では、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定などに向けて、子どもの皆さんからさまざまな思いや意見を聴き、今後の取り組みに生かしていきたいと考えています。

皆さんの思いや考えをグループで話し合い、区に意見を伝えるワークショップの参加者を募集します。詳細は、区ホームページ(右下2次元コード)をご覧ください。

——問い合わせは、子ども家庭部管理課子ども政策担当へ。



**開** 9月7日(土)午後2時～5時、10～12月の間で4回(計5回) **場** 区役所ほか **対** テーマ=「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」や子どもの意見表明の場について考えよう **対** 区内在住・在学で小学5年生～高校生相当の方 **定** 30名程度(抽選) **申** 電話で、子ども家庭部管理課子ども政策担当。またはLoGoフォーム(区ホームページ同催し案内にリンクあり)から申し込み/ **申込期限**=8月19日 **他** 手話通訳・介助が必要な方は要相談。参加者記念品(区内共通商品券)・参加証明書あり



※申し込みは、開始日の記載がない場合は「広報すぎなみ」の発行日からとなります。  
※申込期限に(消印有効)の記載がない場合は必着です。  
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

定額減税しきれないと見込まれる方へ

## 令和6年度杉並区定額減税補足給付金の支給

6年度の税制改正により、令和6年分推計所得税と令和6年度分個人住民税から定額減税を実施しています。その結果、定額減税可能額が減税前税額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる方に対し差額を給付します。詳細は、特設ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。



**支給金額** 扶養親族の人数や所得税額・個人住民税額により異なる

**対象者** 定額減税可能額が、令和6年に区が入手可能な課税情報を基に把握した当該納税者の推計所得税・個人住民税所得割（※）を上回ると見込まれる方（合計所得金額が1805万円以下の方のみ）  
※令和6年分推計所得税額、令和6年度分個人住民税所得割額（いずれも5年中所得金額から算出）がどちらも0円の場合を除く。

**問い合わせ**

杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター ☎0120-378-233

（午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉）

※窓口での相談は電話予約が必要です。

**対象・手続き**

	「支給のお知らせ」が届いた方	確認書が届いた方
対象	公金受取口座を登録している方（登録・変更時期によっては口座の確認ができない場合があります）	公金受取口座を登録していない方
手続き	<p><b>原則手続きは不要です。</b> 7月25日から順次、対象者宛てに「支給のお知らせ」を送付しています。 8月中旬から順次、公金受取口座へ振り込みます。</p>	<p>7月25日から順次、対象者宛てに確認書を送付しています。必要事項を書いて、10月31日（消印有効）までに区民生活部管理課調整給付担当（〒166-8701杉並郵便局留杉並区役所〈調整給付担当〉）へ郵送してください。 また、特設ホームページからも申請できます。</p>

## 障 受給者証・身 医療証の更新



現在使用している障受給者証・身医療証（以下、医療証など）の有効期限は8月31日です。新しい医療証などは8月16日（金）に発送します。なお、5年中の所得が基準額を超えている場合は、9月からの受給資格は喪失します。

有効期限が過ぎた医療証などは、個人情報に十分注意して自身で破棄してください。

—— 問い合わせは、障害者施策課障害者手当・医療係へ。

**以前受給資格を有していたが、現在は喪失している方へ**

次のいずれかを満たしており、身体障害者手帳1・2級（内部障害を含む場合は3級まで）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方は障受給者証を、愛の手帳3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方は身医療証を再取得できる場合があるため、ご相談ください。

- ・後期高齢者医療被保険者証をお持ちで、6年度の住民税が非課税
- ・その他の健康保険被保険者証をお持ちで、5年中の所得が基準額以内

**変更事項のあった方へ**

加入健康保険証や住所・氏名などに変更があった場合は、必ず届け出をしてください。

まもなく締め切りです！

## 現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受給中の方へ、7月末に現況届の案内を送付しました。特別児童扶養手当を受給中の方には、8月上旬に現況届用紙を送付します。

現況届は、引き続き受給要件があるかを確認するためのものです。届け出がない場合は、手当や医療費助成を受給することができません。8月1日現在の状況を記入の上、提出してください。

## 児童扶養手当

☑児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日（中度以上の障害を有する児童は20歳未満）までで、離婚などにより父または母と生計を異にする児童を養育している方（5年度に支給停止となっている方・受給者または扶養義務者の5年中の所得が限度額以上であると見込まれる方を含む）  
☑子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☑審査結果は10月下旬以降順次発送予定。児童扶養手当受給開始から5年を経過する方（一部を除く）には、「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を送付済み。提出が済んでいない方は現況届と併せて要提出

提出期限

8月30日

（電子申請は31日まで）



## ひとり親家庭等医療費助成

☑児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日（中度以上の障害を有する児童は20歳未満）までの、離婚などにより父または母と生計を異にする児童を養育しており、健康保険に加入している方 ☑子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☑引き続き受給資格がある方には医療証を、所得超過などにより12月末で受給資格が消滅する方には受給資格消滅通知を12月下旬に発送

## 特別児童扶養手当

☑20歳未満で障害のある児童（愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級程度および下肢障害4級の一部程度、日常生活において常に介護・保護が必要、または著しい制限を受ける精神障害・内部障害、疾患などがある児童）を監護する父母または養育者 ☑障害者施策課障害者手当・医療係

広告

医師の同意があれば  
健康保険が使える♪

訪問リハビリマッサージ  
訪問はりきゅう

シニあん訪問マッサージ治療院-練馬-  
☎杉並区全域訪問いたします

毎日受付中♪フリーダイヤル  
0120-684-481

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。



# 皆様のご意見を募集します



より良い区政の実現に向けて、幅広い区民の声を聴きながら、区としての考えをまとめていきます。ぜひ一人でも多くの皆さんの声を聴かせてください。

## パブリックコメント（区民等の意見提出手続き）

◇閲覧・意見募集期間 **8月31日まで**

◇閲覧場所 情報管理課管理係（区役所東棟7階）、区政資料室（西棟2階）、区民事務所、図書館（いずれも休業日を除く）。区ホームページ（右2次元コード）からもご覧いただけます



◇意見提出方法 はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、意見提出先。ご意見には、住所・氏名（在勤・在学の方は勤務先・学校名と所在地、事業者は事業所名・所在地、代表者氏名）を記入。区ホームページからもご意見を書き込めます

◇結果の公表

・後日、**頂いたご意見（原則全文）は、区ホームページで公表**するほか、ご意見とそれに対する区の考え方などは、「広報すぎなみ」や区ホームページなどで公表する予定です。ご意見の全文公表を望まれない方はその旨を書き添えてください。

・住所・氏名を公表することはありません。

◇意見提出先・問い合わせ先 情報管理課番号制度・情報セキュリティ担当 ☎3312-6440 ✉josei-k@city.suginami.lg.jp

## マイナンバー制度 特定個人情報保護評価書（案）

### ◆特定個人情報保護評価

マイナンバーの利用にあたってプライバシーや個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護の措置を講じるものです（詳細は、個人情報保護委員会ホームページ参照）。

### ◆住民情報系システムの標準化に伴う特定個人情報保護評価

区の住民情報系システムは、地方公共団体が共同で利用し、デジタル庁が調達するクラウドサービス「ガバメントクラウド」上に構築する、「標準準拠システム」（国が定める標準仕様書に適合するシステム）への移行を予定しています。これに伴い、移行対象となる事務で、特定個人情報保護評価の再実施が必要なものについて、移行に伴う新たなリスク対策などを特定個人情報保護評価書に追記しました。

を特定個人情報保護評価書に追記しました。

**対象事務**＝住民基本台帳事務、特別区民税・都民税事務、国民健康保険事務、国民年金事務、介護保険事務、健康増進事務、予防接種事務、児童手当事務

### ◆マイナンバー制度に関する問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178（月～金曜日午前9時30分～午後8時〈土・日曜日、祝日は5時30分まで。年末年始を除く〉）

▶ IP電話など ☎050-3816-9405 ▶ 外国語での相談 ☎0120-0178-26

※マイナンバー制度の詳細は、デジタル庁のホームページ参照。

今年79回目の広島と長崎の原爆の日

## 平和への祈りを込めて黙とうをささげましょう



戦争や核兵器による惨禍を二度と繰り返さないために、原爆死没者・戦没者の冥福と世界の恒久平和の実現を祈念し、それぞれの時刻に合わせて1分間の黙とうをささげましょう。家庭や地域、職場で平和の尊さを見つめ直し、平和への誓いを新たにしましょう。

—— 問い合わせは、区民生活部管理課平和事業担当へ。

- ・ 広島＝8月6日(火)午前8時15分
- ・ 長崎＝8月9日(金)午前11時2分
- ・ 全国戦没者追悼式＝8月15日(木)正午

がん検診は定期的に受診することが重要です

## 乳がん検診を受診しましょう



乳がんは、日本の女性のがんの中で罹患する人が多く、死亡原因の上位に位置しています（出典＝国立がん研究センターがん情報サービス）。

乳がんは小さいうちに見つけると治る可能性が高い病気です。小さながんは外から触れても分からない場合があります。早期の乳がん発見にはマンモグラフィーによる検診が有効です。40歳以上の女性は、2年に1回、定期的に検診を受けましょう。

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係 ☎3391-1015へ。



### 週末に検診車で乳がん検診を！

平日の受診が難しい方などを対象に、検診車で乳がん検診を実施します。撮影技師は女性です。

☎9月14日(土)・28日(土)、10月26日(土)午前9時～午後3時30分 ☒杉並保健所(荻窪5-20-1) ☒質問(問診)・乳房エックス線検査(マンモグラフィー)

☒区内に住居登録があり、5年4月1日～申込日時時点で乳がん検診を受診していない40歳以上(7年3月31日時点)の女性で、次の①～⑦の場合を除く①

乳腺疾患で治療中・経過観察中②妊娠中・授乳中・断乳直後(6カ月以内)③豊胸手術(注入などを含む)を受けた④水頭症シャント術をしている⑤ペー

スメーカーなどを装着している⑥5年度または6年度に同様の乳がん検診を受診した⑦職場などで乳がん検診を受診できる ☒各50名(申込順) ☒各

500円(区発行の無料クーポン券をお持ちの方は無料) ☒電話で、杉並保健所健康推進課健診係 ☎3391-1015。またはLoGoフォーム(右2次元コード)

から申し込み/申込期限＝各実施日7日前 ☒判定に影響を及ぼすことがあるため、新型コロナワクチン接種前、または直近の接種後4週間以上経過してからの受診を推奨



広告

～杉並区内の人間ドック・健康診断のご用命は～ **杉並健診プラザ**

〒168-0072 東京都杉並区高井戸東2-3-14  
Tel.03-4586-5555

京王井の頭線「高井戸駅」徒歩8分  
京王線「八幡山駅」徒歩12分

24時間  
WEB予約



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。